

1. 「顧客本位の業務運営」の定着に向けた取組みについて

- 昨年3月、当庁において、「顧客本位の業務運営に関する原則」を公表して以降、運用会社を始めとする多くの金融事業者が同原則を採択しており、貴協会においても、会員における顧客本位の業務運営の取組み状況等を取りまとめ公表するなど、資産運用業界全体としても、顧客本位の業務運営の定着に向けた取組みを強化しているものと承知している。
- 当庁としても、「金融行政方針」にあるとおり、金融事業者の顧客本位の業務運営に関する取組みが、真に顧客本位のものとなっているかについて、モニタリング・対話を通じて確認していく方針であり、既に貴協会員のうち、大手10社程度にご協力いただき、ヒアリングを実施したところ。
- 当該モニタリングでは、KPIの公表、中長期の資産形成に向けた商品の充実（つみたてNISA対象商品の拡充）、投資家への直接的なアプローチ（直販体制の整備）などを通じて、顧客本位の業務運営の定着に向けた取組みを実践しているところも見受けられる。
- 今後も、各社のアクションプラン、KPIの検討の進捗状況についてモニタリングを実施し、引き続き、顧客本位の業務運営の定着状況を検証するとともに、KPIの好事例等を把握していきたいと考えているので、貴協会員の皆様にも、ご協力のほどよろしくお願いしたい。

2. 「外為決済リスク」への対応について

- 我が国におけるファンド運用の状況を見ると、グローバル化が進み、外為取引量の着実な拡大が見られる。こうした中、外為取引において同時決済が行われない場合には、一方の当事者が受渡通貨を支払ったにもかかわらず、取引相手が破綻して時差の関係で交換する通貨の受け取りができず、その結果、巨額の損失を被るリスク（いわゆるヘルシュタット・リスク）を抱えることになる。

- かかる状況を踏まえ、平成 28 年 12 月、当庁に「外為決済リスクに係るラウンドテーブル」を設置し、ファンドによる外為取引に CLS (Continuous Linked Settlement) を使った同時決済を導入すべく、信託銀行、運用会社、CLS などの幅広い関係者にご議論いただき、昨年 8 月に、「中間報告書」を公表したところ。
- 中間報告書の公表を受けて、現在、東京外為市場委員会に設置されたプロジェクトチームにおいて、東京市場における新たな取引慣行の整備に向けて、様々な論点について議論を行っていただいていると承知している。
- CLS 決済の導入は、当初一定のコストを要するものの、多様な関係者が参加する我が国外為市場の取引慣行をグローバル化し、効率性を高めるチャンスでもあると考えている。
- また、外為取引における決済については、マネロン・テロ資金対策の抜本的な強化が求められており、国際的にも直接支払いが慫慂されている現状にある。これを踏まえ、取引慣行の具体的な検討に当たっては、他行間セットオフと呼ばれる第三者支払いの業界慣行について、見直しの方向で検討いただければと考えている。
- 運用会社におかれても、今申し上げた点を十分に斟酌していただき、東京外為市場委員会のプロジェクトチームにおける意見集約に向けて、是非前向きな対応をお願いしたい。

(以上)